

第三十六号議案

債権の放棄について

右の議案を提出する。

令和六年二月十五日

提出者

江戸川区長

斉

藤

猛

[illegible]

債権発生	債権発生
日	日
令和三年三月十七日	
債権発生理由	生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四

号）第六十三条

三 放棄する理由

裁判所が破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百五十二条第一項の規定に基づき、令和五年五月二十四日付けで債務者の免責許可の決定を行ったことにより、債権を回収する見込みがないため。

（説明）

債権を回収する見込みがないため、区の権利を放棄する必要があるので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第十号の規定により、本案を提出いたします。